

令和8年度補助金対象確認表（新制度未移行園）

園への支払額や補助金ごとの計算方法により、補助上限額を下回る金額で支給となる場合があります。

補助金の詳細は、2 令和8年度私立幼稚園等補助金詳細をご確認ください。

補助金名称	補助上限額（月額）	補助を受けるために必要な提出書類			
		補助金申請書兼請求書	課税証明書等 ⁽⁵⁾	子育てのための施設等利用給付認定申請書 (第2号、第3号) ⁽⁶⁾	保育の必要性の証明願 ⁽⁷⁾
入園料に対する補助金 (入園児保護者補助金)	(年額上限) 50,000円 ⁽¹⁾				
保育料に対する補助金 (施設等利用給付費、 保護者負担軽減費補助金)	36,900円		(5)	×	×
給食費のうち副食費に対する補助金 (補足給付費)	4,900円 ⁽²⁾				
預かり保育料に対する補助金 (施設等利用給付費)	(年少～年長) 15,000円 ⁽³⁾			(6)	
	(満3歳クラス) 16,300円 ⁽⁴⁾			(住民税非課税世帯かつ保育の必要性の要件に当てはまる場合のみ) ⁽⁶⁾	(住民税課税世帯かつ保育の必要性の要件に当てはまる場合のみ) ⁽⁷⁾

1 練馬こども園に通園している入園年度の園児は、追加で10,000円を上限に補助となる場合があります。

2 計算方法は、245円×給食日数分です。(区内園の場合は、園が給食費を請求する際、あらかじめ補助額分が差し引かれます。区から保護者への直接補助はありません。)

3 計算方法は、450円×預かり保育利用日数+ 預かり保育利用料月額が11,300円を超えた場合、月額利用料-11,300円の差額(上限3,700円)となります。

通園する幼稚園によっては、幼稚園の預かり保育のほかに認可外保育施設等を利用した場合も補助対象となることがあります。

(区内園の場合は、園が預かり保育料を請求する際、あらかじめ補助額分が差し引かれます。区から保護者への直接補助はありません。)

4 計算方法は、450円×利用日数となります。(区内園の場合は、園が預かり保育料を請求する際、あらかじめ補助額分が差し引かれます。区から保護者への直接補助はありません。)

5 令和7年1月2日以降に練馬区へ転入した場合は住民税額が確認できる書類(課税証明書等)の提出が必要となります。

6 幼稚園に通園しながら預かり保育を利用し、補助を希望する場合に必要となります。

保育園等に通園していた時の2号認定は、幼稚園の預かり保育補助金では対象外となるため、改めて上記書類の提出が必要となります。

申請書類や申請方法については、保育課保育認定係(03-5984-1479)にご連絡ください。

7 幼稚園に通園しながら預かり保育を利用し、補助を希望する場合に必要となります。

保育園等に通園していた時の2号認定は、幼稚園の預かり保育補助金では対象外となるため、改めて上記書類の提出が必要となります。